



(組合員の購読料は組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5 交通ビル
国鉄労組東日本本部
発行責任者 佐藤勝雄
編集責任者 伊藤隆夫

No.616 定価 20円

2004年
9月15日

もう一人の仲間を国労に
国労加入を
大胆に訴えよう

「要求し交渉する」「出向連運動を！」

第四回出向者連絡会総会を開催！

「設備部門のメンテナンス再構築」の実施以降、国労東日本本部は、「安全・安定輸送」に責任を持つ立場から出向先の労働条件、協力会社に働く労働者との連帯を進めるため、二〇〇二年三月二〇日、「会社ごとに出向者連絡会」を結成し運動を進めてきました。

この間の出向先の労働条件は、洗濯機と洗剤の確保に始まるなど、劣悪な労働条件に置かれ、出向連・職場一体の取り組みの中で各会社ごとに少しずつ改善が確認できるようになってきました。さらに、昨年九月の、中央線高架化切換工事による輸送障害、同じく一〇月、京浜東北線のバケットと電車の衝突事故などによる、国交省の指摘にもあるように、工事の実施方法・体制など問題は残されています。加えて、現在、三年出向の「満了時期」(秋田支社は二年出向で昨年一月)を盛岡支社の一〇月をはじめとして各支社がむかえます。

こうした中で、九月四日、交通ビルにて第四回出向者連絡会総会を開催しました。以下、報告とします。
総会は、前段に七つの会社別出向連ごとに分かれた交流会を行い、その後、藤野副委員長の司会挨拶で開催しました。冒頭挨拶に立った佐藤委員長は、会社別出向者役員会で明らかになった現場業務の実態を強調し、「JRの線路を保守している『下請け会社の危機』はJR東日本の安全安定輸送の危機という認識が必要。『線路づくりは人づくり』だという自覚とグループ全体の技術力の維持向上に責任を持つことが求められている」と会社施策の不十分性を訴え、それと共に、それを克服する「国労提言」が強調されました。引き続き、伊藤書記長から提案(別掲)があり、参加者からは復帰にあたって本人希望を守らせる闘いの強化と、出向三年の経過を踏まえた制度見直しなどの考えが発言されました。

総会は、各会社出向連ごとの挨拶・決意表明へと進み、参加者全員での懇親会を行い、引き続き、各出向先で奮闘することを誓い合い終了しました。

佐藤委員長のあいさつ

七月一七日の第一建設を皮切りに、八月二二日の交通建設に到るまで、全ての連絡会が会社別出向者連絡会役員会を開



催する事ができました。そして「設備部門のメンテナンス再構築」後の三年間を総括すると同時に問題点の整理と改善、役員体制の整備に全力を上げてきました。私たちは出向者の希望する道を組織として全力で保障していく事は勿論ですが、「安全安定輸送・利用者へのサービス向上」をめざし、「安全で乗り心地の良い線

路づくり」のための工務関係社員のみならず、鉄道固有の諸条件を熟知し、豊富な経験に裏付けされた技能を持ち会社の重要施策であるステーションルネッサンスの実現を支えているそれぞれが技術者集団として問題点を指摘し、改善する取り組みに全力を上げていかなければなりません。

さて先の会社別出向連の中で明らかになったことは、①直外区分が極めて不鮮明になりつつあること、②軌道工事管理者やオペレーターに出向者や技術センター社員が配置されずプロパーだけの業務の場合の事故発生が極端に高いこと、③技術センター業務が質・量的低下に悩んでいること、④修繕費の削減によって、いわゆる下請け会社の質的低下と会社経営に危機的状態を生みだしている、と云うことに集約されるように思います。

①では、「専門特化」の枠組みを今一度現場の実態から見直し、「設備管理」と「施行」の枠組みに固執することではなく、「施行」業務の一環で移管した運転取り扱い業務など個別作業全体に係わる責任業務についての見直しが必要に感じます。②・③・④についてはJRの線路を保守している「下請け会社の危機」はJR東日本の安全安定輸送の危機という認識が必要です。また「マニュアル人間を作れば事足りるとしたり、関連企業を系列として抱え込み、そこで培われた技能や技術を安く買いたたく事で修繕費を削減してきたり、機械化・システム化を要員削減の手段としてしか見てこなかったJR東日本の施策」の矛盾が表面化していることは明らかです。「線路づくりは人づくり」だという自覚とグループ全体の技術力の維持向上に責任を持つことが求めら

ていると思います。

しかしこれまでの施策は、J・R現場の技能低下を生みだし製造メーカー・施工会社等の総合的な技術力を低下させ、工務・電気などメンテナンス職場の会社全体の中での重要性を喪失させ将来を暗くしてきました。

これらの施策を変更させ、人材育成の面から、またメンテナンス部門の重要性、を高めるためにはベテランが持っている技術・技能・知識を若い人に確実に継承していくことが必要です。それは同時に安全性向上には欠かすことのできない取り組みでもあります。

国労東日本本部はこれらの現状を変えるため、「ニューフロンティア二一計画」に対する「提言」として、各技術センターに「一般工事・検査・修繕等を専門とする工事グループ（仮称）」を設置し、「真のプロ」を目指す技術者集団を作ること、協力会社にも技術力の伝授化を図ったり、全ての技術を共通の技術に高めていくこと。また設置される「工事グループ（仮称）」はベテラン・中堅社員・平成社員から構成し、二、三年間のプール制にして技術力を拡大する提案をしていきたいと考えます。またシステム化・装置化・機械化の進捗による新たな技術は開発会社に短期出向を検討したり、開発会社の技術者を社員として受け入れ、その社員を中心に技術力を高める日常的な人事交流を図るなど工務・電気各職場の重要性を高める「人づくり」の抜本的な対策を求めていきたいと思えます。

この国労の提言を担うのは「出向」を経験しJ・R本体は言うに及ばず、協力会社や「下請け会社」の実状に通じている皆さんしかおりません。既に昨年十一月、出向期間二年間の秋田、そして今年一〇月より「出向期間三年の満了時期」が到来しています。J・R本体に復帰する人、また出向を継続する人それぞれが豊富な経験を生かし、労働条件の改善は勿論ですが、「安全安定輸送」の確保と利用者へのサービス向上に取り組みされるようお願いしてあいさつとします。

伊藤書記長の提案

報告については、資料を用意してありますので、特徴点のみ提案させていただきます。

第四回出向連総会の課題は、何と言っても出向三年目を迎えた出向期間終了後の扱いですが、東日本本部は四月に各地本・地区本部と連携を取り、本人希望を前提に要求の前進を図る立場で申二一（業務連絡報NO七五六号参照）で交渉し、各地方・地区本部でも御努力をいただいできました。

出向連のこの間の運動としては、労働条件を改善させる、特に洗濯機やカップ・軍手の支給を求める、また、J・Rと出向先就業規則の違いの問題で労働時間や手当が異なっている事に対してその改善を求める取り組みをしてきました。また、アンケート調査を取り組んでいただき、本部として申二一、また申第四・五・六号として労働条件の改善を求めてきました。この中には特に直外区分問題が工務協を中心に取り組まれてきました。交渉の中では「六ヶ月間お互いに調査して持ち寄り」とされた経過を受けて、工務協より直外区分の問題や仙建工業の問題など九項目の要求が出され、昨日、申三五号として会社に提出しました。一〇月中下旬には交渉を行い要求の前進を図りたいと考えています。

安全問題では、昨年の中央線・京浜東北線事故で会社は



技術の低下をいながら、片方では社員の気のゆるみを言い、本人責任の追及がされてきています。これに対しては、国土交通省より「工事の実施方法に問題がある」と明確に指摘をされていますが、現実には技術力の低下は様々に指摘をされています。「パソコンが出来れば、現場を知らなくて

も優秀な社員」という風潮が他労組の中に広がっていると報告されています。その意味では、皆さん技術屋さんの前で失礼ですが、技術力の在り方が問われている。今までは、OJTでも何でもやってきた、しかしそのOJTも他労組中心の人的配置の中でのことであり、その検証も必要になっていくといえます。今年の新規採用で、信通関係で数十名多く採用されたと言われています。これも危機的状況の現れといわれています。私どもは技術断層の問題を、差別教育を許さない、「レールを守る」という立場できちっと要求し、その前進を図らなければならないと考えます。

これからの取り組みですが、年内に各出向会社ごとに要求を整理していただきたい。それは、出向三年間の経過を踏まえた直外区分や制度上の問題などでの会社ごとに要求の整理をしていただき、出向先会社との直接交渉はできませんが、年度内には出向会社ごとに本社交渉を持って行きたいと考えています。

また、次回の総会は四月に行いたいと考えています。出向三年目の満了を迎える時期は、各会社により一〇月〜二月と幅があります。今日選出された役員の方々は、引き続き明年四月の第五回総会までご努力いただきたいと思えます。

最後に、今日前段に行われた会社別会議の中で出向満了の扱いが議論され、要望も出されています。本部は、この間、各地方・地区と連携を取って「本人希望の実現」に全力をあげてきましたが、なおこの立場でのご努力をお願いしたいと考えます。また、地方機関での相談窓口を開く取り組みをしてほしい、という要望が出されています。本人の意志が決まっていなくてもまた面談してほしいという要望や、実施されてきた面談ではいやらしいイジメもあったとも報告されています。各地方機関でもそうした面談はおかしいじゃないか、などと要望に沿った各交渉窓口での取り組みをお願いしたいと考えています。

要求し交渉する、その前進を確認しあえる出向連総会となるよう皆さんの一層の御努力をお願いして問題提起とします。

各出向連からの報告

東鉄工業・志村議長

本日議論したことは、出向が満了して戻るという中で本人の希望を尊重させるということだが、通勤や年令で残るといふ中では、「本人の希望で残ったのですから」となって職場のせめぎ合いで押し込まれる危険性もある。そうならないようにしていこう、と議論してきた。

ユニオン建設・宮崎議長

書記長提起にあつた要求では、今日の中で三〇項目の確認をしたので、総会以降本部に要請していく。交流での特徴点は、①制服貸与の規定が、本人申請に基づいて半袖も含めて貸与すると統一された。②秋田では労働安全衛生委員会が開催されるようになった。③今月末に出向満了となる新潟からの地域間で八王子に来ていた仲間が、面談を急遽受けて技セに配属となった、ことが報告された。明年四月まで現行の役員体制を確認したので、引き続きがんばっていききたい。

仙建工業・阿部議長

一月の満了を前に六月に個人面談が行われた。戻るといふ人もいるが、仙建工業では体制見直しがあつて、検修がなくなり出張所に統廃合となる。小牛田では石巻・川渡がなくなつて小牛田に統合される。仙台では長町・釜石がなくなつて仙台に統合となる。盛岡でも雫石に統合となる。通勤で通えない人もでてきて、年配の人では辞めるのではとも話されている。また、変更後は何でもやらされることになる。仙建としても要求をまとめるので、本部・本社で交渉をお願いしたい。

第一建設・櫻井議長(長野)

前任者の藤沢さんに替わつて議長になった。7月の会議では、出向会社との交渉窓口などで要求がなかなか前進しない中で、再度要求を集約して自分たちの要求として取り組もうと話をしてきた。要求として一番出てきているのは直外作業の区分で、臨時作業で一番曖昧さが出ているので、そこをしっかりとやる。また、プロパー養成では、いまは一〜二週間のマルチ講習に行っている。現場に戻ると60時間乗ればよしとしているが、その判断基準は曖昧となっている。これらを要求としてまとめ統一した取り組みとしたい。

交通建設・中村議長

私だけの受け止め方かもしれないが、この三年間、仕事一筋で過ごし、それぞれの頑張りや労働条件を改善してきたと思う。その中で自分たちが成長してきた、不幸にして事故が起こればどうなっているんだと振り返る、そうした成長してきたと交流の中で出されている。出向満了を迎え、今一人一人が判断し悩んでいるのは、機械グループでは仕事がない、検修では近くに職場がないということ。本人希望と言っているだけでは難しい問題がある。安全問題を言うのなら新たな営業所の設置要求など出されてもいいのではないのか。どこで働こうと自分から辞めていくことがないようにしよう、と話がされた。役員体制では、来年四月まで現行と確認した。

ビルテック・若竹事務長

役員体制は一部地方役員の変更はあるが、現行制を確認した。

出向満了については、一部戻りたいという人もいるが、大半は継続を希望している。本人の希望に沿って取り組んでいきたい。職場要求では、更衣時間の問題などあり、集約して本部に要請したい。

テムズ・吉田議長

役員体制は、長野・八王子で替わつたがほぼ留任となった。アンケート集約がやっと出来たところだ。ここでは、電車線・電流線では夜間作業の回数が多い。信号でも多く、明けでも残つて線路閉鎖の打ち合わせなど大変な思いをしている。職場では、ふるやシャワーもない、休憩室がなく車の中で寝ているなどの状況がある。これらを本部に集約して改善に努力したい。

本社不採用(国労原告)事件

東京高裁で不当判決!

東京高裁第二民事部は、九月二日、本州不採用(国労原告)事件について、組合側の主張を退ける不当な判決を下しました。

この事件は、神奈川県・東京・宮城・福島それぞれの地労委において、国鉄の行った停職処分が、「国労所屬ないし国労の組合活動歴等を国鉄が嫌悪していたこと」などによると認定して、停職処分を理由とするJR不採用を不当労働行為であると認め、本件救済対象者を「新会社へ採用されたものとして扱う」よう命ずる救済命令が交付されたものですが、中労委の再審査においては、停職処分が相当だったとして、初審命令を覆す認定がされたものでした。

国労は、中労委の棄却命令の取り消しを裁判所に求めてきましたが、東京地裁は昨年四月三〇日、国鉄改革法二三条の解釈において、JRの使用可能性と不当労働行為責任を全く免責する判断を下したため、東京高裁に控訴していたものです。

この間取り組まれていた署名は二七〇一団体・七万五〇二八筆を集約していました。

二日の東京高裁判決は、昨年一月二二日に最高裁が三対二の評決によって、「JRの使用責任」をなした多数意見を踏襲した安易な判決であり、不当労働行為の有無は一切目を向けようとしないものであり満身の怒りを禁じえません。

判決言い渡し後に開催された報告集会。



は、原告団・弁護団・当該地本組合員・支援の仲間ら一六〇名が結集し、この不当な判決に屈することなく、今後も不当労働行為の責任の追及により、本件救済対象者らを含む採用差別問題の全面的解決に向けて、引き続き闘う決意を確認しあいました。

国労東北ブロック、 青年活動家交流集会を開催！

九月五、六日にかけて、「国労東北協議会青年活動家交流集会」が岩手県鴛宿において開催されました。

この取り組みは、今後の国労東北の運動を継承・発展させていくために若手の組合員の学習と交流を目的にしたもので、東北協議会として初めて取り組まれたものです。

集会には、全体で平成採用者一を含む四〇名の組合員が参加し、講師を招いた学習とスポーツ交流、国労本部、エリア本部からの現状報告、全体討論など二日間充実した交流となりました。

一日目の講演は、一時間目が畑隆氏（富士常葉大学教授）による「日本経済の動向」、二時間目が君和田伸二氏（日本労働弁護団事務局長）による「労働裁判をめぐる状況」ということで、それぞれ一時間半ずつ講演を受けました。

「労働裁判をめぐる状況」では、配転や解雇についての現在の裁判所の判例などの解説がされました。

ソフト開発の会社では、山奥に隔離され木の伐採をさせたり、丸太で階段を作らされて自ら退職を選択させられるという国鉄の人活よりもひどい事例や、業績悪化を理由とした賃下げやパート化が行われていることが報告されました。そういう状況の中で、裁判所は業績悪化などを理由に解雇を有効としたり、配転に対し単身赴任は当たり前という判断を下していたが、介護や育児などで労働者側の状況を考慮するなど少しずつ変わってきていることも報告され、それは、労働者の様々な運動によって変化してきていると言われていました。また、労働裁判の迅速化を図るために、二〇〇六年から労働審判法が施工されることも報告されました。

二つの講演で共通して言われていたことは、職場の労働実態を変えていくのも、働き続けていくために会社に不当な扱いをさせないためにも、私たちの日ごとの取り組みが大切であるということであり、参加者からは「カイゼン」という言葉が世界共通語になっていることに興味を持った。「カロウシ」や「ヒロシマ」のようにならないように取り組みを強化したい』『労働組合の力がなくなっていることが裁判を反動化している。強化するために拡大しなければ』などの感想が寄せられ経済も裁判も私たちが考え合っていかなければならない問題だと認識を改めていました。

頭を使った後のスポーツ交流では、三地本が任意に二チームに別れソフトボールを行いました。さすが国労、整然とチームも編成され同じ地本でも敵味方になる中でもチームが団結し勝負への執念を燃やしていました。

夜の交流も全体での交流から地本ごとの交流とそれぞれ進み、夜もふけるまで深い交流が続いていました。

二日目は国労の状況と課題ということで、高嶋昭一氏（交運共済）から「交運共済の現状と課題」、伊藤東日本書



記長、吉田本部書記長からは「国労の現状と課題」と題し、東日本が取り組んでいる運動と課題、全国大会を受けての本部の取り組みがそれぞれ報告されました。

特に本部吉田書記長からは、全国大会の成功とあわせ鉄道運輸機構への要請、連合への要請、民主党への要請などの成果を今日までの到達点とし、中央の交渉を押し上げる為に一〇月から取り組まれる全国キャンペーンに組織の総力を挙げていくことが強調され、本部の解決への決意が述べられました。また、早期解決と国労運動の強化のために一人ひとりの組合員がそれぞれの持ち場で責任を果たすことが要請されました。

最後の全体交流では、「二〇代の組合意が一人ではさびしいので何とか増やしてほしい」「駅に新採が配属されるが国労に見習いにつくことになるので、つながりを作る中で拡大できるようにしたい」などの決意が述べられました。

集会の最後には青木議長が、「集会の成功をから今後に活かしていくことを確認したい」とまとめられ、団結がんばろうで全日程を終了しました。

第九回東日本本部マラソン大会
 日時…一二月六日(土) 一七時～一七時
 場所…皇居外周マラソンコース

僕のかん保険は、
病気もケガも保障する。
しかも、保険料は生計から引かない。保障が手つづくがん保険を運ぶなら、アメリカンファミリーです。

新健康応援団MAX
終身タイプ
21世紀がん保険 特約MAX2!

◎詳細はパンフレット、ご契約のしおり・約款をご覧ください。
 (引受保険会社)
 自信があります。私の医療保険。

AFLAC アリカンファミリー生命
 東京第三営業本部 第三支社 ☎03-3344-1889
 〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 ■専業代理店

アベニール 株式会社
 ☎03-3437-6810 ☎03-3437-6822
 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F
 AFN広告-2003-019-0402092 2月21日